

倫理委員会セッション

災害に備えるために必要となる原子力関係者の倫理
～再稼働の現場、大学研究炉の現場の声から考える～Engineering Ethics Required for Nuclear Professionals for Disaster Prevention and Mitigation
- Discussions on the Voices from the Fields Strived to Restart the NPPs and Research Reactors -

(4) 原子力安全に求められる倫理

(4) Ethics Required for Nuclear Safety

*大場 恭子¹¹日本原子力研究開発機構

1. はじめに

福島第一原子力発電所事故から7年が経ち、発電炉、研究炉ともに一部が再稼働されている。一方で、原子力発電所の運転をめぐる裁判では、電力会社が敗訴した裁判例にも見て取れるように、社会には原子力技術に強い不安も根強い。

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、1F事故）は、原子力技術に携わる者に、当時の安全対策では、自然災害を起因に、これだけの規模の事故が起こることを示した。1F事故後の再稼働にあたり、我々はあらためて「災害」にどのように向き合うべきであろうか。本セッションでは、再稼働を果たした事業者や大学の「現場の声（経験）」を、共有した上で、あらためて「災害に備えるために必要となる原子力関係者の倫理」に関する検討・討議を行いたい。

2. 倫理規程における「災害」

日本原子力学会が、会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範として書き示した日本原子力学会倫理規程[1]（以下、倫理規程）には、災害という言葉が3箇所ある。

憲章2.（公衆優先原則・持続性原則）

・2-1（原子力利用と安全確保の両立）

会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを、強く認識する。その上で、常により高い安全レベルを目指し、その確保に務める。

・2-5（労働安全の確保）

会員は、常に原子力施設で働く人々の安全確保と災害の防止に努める。

憲章5.（専門性原則）

・5-8（国際社会への貢献）

我が国は原子力平和利用に豊富な実績がある一方、原子力災害の当事国である。会員は、この経験から知見・教訓を深く学びとり、我が国のみならず世界の原子力の安全と技術の向上に貢献する。

しかし、災害という言葉を使つてはいないが、2-1（原子力利用と安全確保の両立）および2-5（労働安全の確保）の源にある憲章2（公衆優先原則・持続性原則）では、「会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組む。」ことを求めており、これは、災害が起きないようにするとともに、もし災害が起きた場合も、その被害を小さくするように行動することである。また、5-8（国際社会への貢献）の源である憲章5（専門性原則）では、「会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信

*Kyoko OBA¹¹Japan Atomic Energy Agency

し、かつ交流して技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。」ことを求めており、これは、憲章6（有能性原則）の「会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門分野以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で臨む。」と合わせ、1F事故を防ぐことができなかった我々の学びや姿勢のあり方を意識し、検討した結果の条文である。

3. 再稼働の現場，大学研究炉から学ぶ意義

1F事故後、発電炉，研究炉ともに、新規制基準および自主的な安全向上策により、安全対策の強化が行われている。このような中、再稼働を果たした事業者や大学は、なぜ再稼働を実現できたのであろうか。西日本である、炉型が福島第一原子力発電所とは異なるといった側面もあるが、たとえば立地地域との関係が良好でなければ、再稼働には至らなかった可能性は十分考えられる。倫理委員会では、東日本大震災後に、あえて良好事例のみを集めた事例集「東日本大震災における原子力分野の事例に学ぶ技術者倫理」[2]を発刊し、また倫理規程5-5（経験からの学習と共有・継承）でも「会員は、経験から教訓を学び取る。特に事故や故障については、失敗事例のみならず良好事例にも着目・研究し、再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、情報を共有・継承する。」として、良好事例への着目を求めているが、今回の企画セッションの場でも、良好事例からの学びを重視し、再稼働を果たした組織の方よりご講演いただくこととした。発電炉および研究炉の「現場の声（経験）」を、倫理や安全文化、立地地域を中心としたステークホルダーとのコミュニケーションの切り口も含めて共有したい。

4. 災害に備えるために

住民の避難や被ばくを伴う原子力事故が現実化したJCO事故，1F事故を受け、現在は新規制基準に基づくより高い「災害への備え」が求められている。また、それらを具備していることおよび運転する能力を有していることを、立地地域を中心としたステークホルダーに認められる必要がある。さらに、原子力関係者は、新規制基準を満たすだけでなく、用意した設備とその使用手順を超える災害が起こり得ることも念頭においた原子力安全についても考え、備えなければならない。

そのために必要な倫理あるいは安全文化のあるべき姿の検討は大変に難しいが、より高い原子力安全の実現のために、是非、みなさまと「災害に備えるために必要となる原子力関係者の倫理」に関して、積極的に検討・討議を行いたい。

参考文献

- [1] 日本原子力学会，日本原子力学会倫理規程（2018），http://www.aesj.net/about_us/action_rule_of_aesj
- [2] 日本原子力学会倫理委員会編，東日本大震災における原子力分野の事例に学ぶ技術者倫理（2016）